**平成２７年（フ）第４４７５号**
大阪府吹田市江坂町３丁目28番17号　(104)、前住所大阪市浪速区難波中２丁目６番４－901号
破産者　清水　幸輝
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７２４号**
大阪府交野市幾野２丁目４番10号
破産者　いっぱいこと渡辺成植こと　金　　成植
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２９５０号**
大阪市城東区森之宮２丁目６番344号
破産者　伊勢　歓美
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４２５４号**
大阪市旭区大宮２丁目３番９号
破産者　エーシーサービスこと　織戸　敏昭
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４６３７号**
大阪市西成区花園南２丁目２番15号
破産者　中嶋　博資
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４７５５号**
大阪府高槻市大塚町１丁目24番11号
破産者　池田　富幸
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５３２３号**
大阪市平野区瓜破西１丁目12番６－204号、前住所大阪市平野区瓜破西１丁目９番24－941号
破産者　西山　昌孝
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４８号**
大阪市淀川区東三国６丁目９番22号　第３キャッスルハイツ　102号
破産者　茂　　明典
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第５２号**
大阪市淀川区新北野２丁目２番９号マンションアルファ１階Ｈ号
破産者　山口　欽三
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２１８号**
大阪市北区天神橋７丁目１番16―1006号、前住所大阪市北区国分寺１丁目２番32―313号
破産者　渡邊　勇也
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２６３号**
大阪市生野区巽南３丁目11番33―307号
破産者　生野整体院こと朝本正光こと　李　台範
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３０９号**
大阪市中央区谷町４丁目３番14号メゾンコー谷町105
破産者　伊藤　公威
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３１７号**
兵庫県尼崎市善法寺町10番３号　ＳＡドーム304、前住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町４番７－208号
破産者　平田　則大
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第６４９号**
和歌山県海草郡紀美野町動木36番地１、申立時の住所大阪府和泉市青葉台１丁目７番２号
破産者　上田　幸司
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第９０２号**
大阪府富田林市若松町１丁目９番３－508号、住民票上の住所大阪府富田林市別井４丁目141番地１
破産者　中野　秀和
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５４号**
奈良県磯城郡田原本町千代389－１　マ・メゾン302号、住民票上の住所和歌山県橋本市あやの台１丁目29番地の８
破産者　木村　寛俊
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２９年（フ）第２３１号**
奈良県香芝市関屋999－３　ベルヴュ離宮403号室、住民票上の住所奈良県香芝市真美ヶ丘３丁目23番18号
破産者　若井　幸雄
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２９年（フ）第２５５号**
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目18番10号、前住所京都府綾部市田野町田野山１番地の157
破産者　野中　真也
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係